

議事日程(第4号)

令和元年12月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第88号 令和元年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第96号 新市建設計画の一部変更について
- 日程第3 議案第97号 うきは市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第98号 うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第100号 うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第101号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第107号 うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第108号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 追加議案上程 議案第109号 1件
- 日程第10 市長の提案理由説明
- 日程第11 議案第109号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 諸報告
- 日程第13 閉会中の調査の申出について
- (総務産業常任委員会)
- ・果樹農家の実態に関する調査
 - ・人口減少等空き家対策に関する調査
 - ・所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- ・放課後児童クラブに関する調査
 - ・所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第88号 令和元年度うきは市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第96号 新市建設計画の一部変更について
- 日程第3 議案第97号 うきは市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第98号 うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第100号 うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第101号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第107号 うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第108号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 追加議案上程 議案第109号 1件
- 日程第10 市長の提案理由説明
- 日程第11 議案第109号 うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 諸報告
- 日程第13 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

- ・果樹農家の実態に関する調査
- ・人口減少等空き家対策に関する調査
- ・所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・放課後児童クラブに関する調査
- ・所管事務調査

出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 2番 組坂 公明君 | 3番 佐藤 裕宣君 |
| 4番 野鶴 修君 | 5番 竹永 茂美君 |
| 6番 岩淵 和明君 | 7番 鱧水 英一君 |
| 8番 熊懷 和明君 | 9番 中野 義信君 |

10番 佐藤 湛陽君

11番 上野 恭子君

12番 伊藤 善康君

13番 江藤 芳光君

14番 櫛川 正男君

欠席議員（1名）

1番 佐藤 茂和

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君

記録係長 宮崎 恵君

記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長 高木 典雄君 副市長 今村 一朗君

教育長 麻生 秀喜君 市長公室長 楠原 康成君

総務課長 田籠 正規君 監査委員事務局長 松尾 正和君

会計管理者 田尻栄三郎君

市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 石井 孝幸君

企画財政課長 中野昭一郎君 税務課長 山崎 秀幸君

徴収対策室長 白石 孝博君

市民生活課長兼人権・同和対策室長 松岡 美紀君

保健課長 原 廣正君 福祉事務所長 末次ヒトミ君

住環境建設課長 江島 高治君 水資源対策室長 吉松 浩君

うきはブランド推進課長 樋口 秀吉君

農林振興課長兼農業委員会事務局長 石井 太君

浮羽市民課長 園田 隆彦君 学校教育課長 瀧内 教道君

生涯学習課長 井上 理恵君 自動車学校長 高木 慎君

総務法制係長 宮崎 哲工君 財政係長 江藤 良隆君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第88号

○議長（榎川 正男君） 日程第1、議案第88号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、総務産業委員会の報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました議案第88号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第5号）の所管に関する事項については総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、楠原市長公室長を初め所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告します。

一般会計の給与等に関しては、特別職は人事院勧告等を踏まえた期末手当支給率引き上げ、一般職は人事院勧告等を踏まえた月額給与と勤勉手当の引き上げ及び人事異動による人件費の補正であります。

2款1項、財政調整基金費は、地域振興基金及び地域福祉基金は、運用している債権の売却益を積み立てることによる増額及び平成30年度のふるさと納税額の確定に伴い減額するものです。企画費は寄附金増に伴い、ふるさと納税返礼品の増額、国のモデル事業が不採択となったことによるモデル事業委託料の減額、空き家リフォームの補助金の増額であります。空き家対策については、今年度地域おこし協力隊として移住促進プランナーが就任しており、空き家についてのチラシを作成する予定とのことであり、委員会からは、自治協議会や区長等、地域の要望に沿った形で進めるよう、チラシを工夫して作成するよう申し入れました。また、市の相談窓口として住環境建設課とうきはブランド推進課が連携し、横軸を入れて対応していくようにとの意見が出されました。

2款4項選挙費、船越及び八龍財産区議会議員選挙費で、無投票のため、ほぼ全額の減額であります。

4款1項保健衛生費では、小石原川ダムに係る漁業補償費負担金の増額補正であります。議案質疑の中で、漁協の内訳など何らかの資料を提出願いたいとの質疑があつておりました。相手先と信頼関係があり、細かい部分までは開示できないとのことで、漁協の名称のみ資料として提出を受けました。これについては、全協で11漁協の名前が出ておりました。うきは市の負担額は、総額1億5,640万円のうち利水割合の10.22%、1,598万4,080円であります。委

員からは、福岡県南広域水道企業団に交渉等は任せているとのことだが、情報として共有すべきとの意見が出されました。

5款1項労働諸費は、勤労者協議会の8月解散に伴い、補助金の全額減額です。

6款1項農業費、3目農業振興費では、水田農業振興対策事業費補助金については、県のスマート農業推進事業で自動走行が可能になる6条刈りコンバイン、8条田植え機などの導入支援を行うもの、農業機械・施設災害復旧支援事業補助金は、7月の大雨から9月の台風に係る農業施設の復旧支援事業で、ハウス施設等の改修、ビニールハウス等の張りかえ、苗代等の支援とのこと。農地費では、防災減災計画策定委託料は防災重点ため池のハザードマップ作製委託料で、6月議会で増額補正を行っておりましたが、国の追加予算配分があったため増額補正するものです。それから袋野隧道の老朽化に伴う改修のため、農業水利施設保全合理化事業費負担金の増額、県営農業農村整備事業費負担金は、防災重点ため池2カ所（田代、西袋田ため池）の調査委託のための増額補正であります。

7款商工費では産業振興奨励金の増額、日本精工、ROKI福岡、森永食研の奨励金額の確定に伴い増額となったものです。

8款土木費では、申請がなかったため、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については全額減額、道路改良舗装工事費については、3路線の用地補償に時間を要しており今年度の工事は困難なことから、工事予算を減額するとの説明でありました。高見団地建替工事設計委託料の減額は入札残によるものです。設計委託業務については、最低制限価格を設けていないため、落札率は64%とのことでした。設計等の金額の大きいものは公募してはどうか、今後のあり方について検討していただきたいとの意見が出されておりましたが、地元業者にできるだけ入札の機会を与えることも重要だと考えており、今後、内部協議していくとの回答でありました。高見団地は年内に解体し、令和3年7月中に完成予定とのこと、基本設計については全員協議会で説明予定とのこと。

9款消防費は、デジタル簡易無線機購入費の入札残による減額です。無線機のバッテリーは計画的に購入していくこと。特にバッテリーにつきましては、寿命があるから計画でお願いしたいとのことでございます。無線機は有事の際に活用できるようにとの指摘があり、無線機は計画的に考えていく、山間部は無線機を配備しているが、アナログ無線機を回収しているので、その分を活用したいとの回答でありました。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） それでは、報告をさせていただきたいと思います。委員会報告口述、補正予算。

ただいま議題となりました議案第88号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第5号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が分割付託されていました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず3款1項4目社会福祉施設費の総合福祉センター屋上防水工事費2,295万7,000円の増額については、社会福祉協議会の事務所等が入る総合福祉センターにおいて、以前から雨漏りが確認されており、ことしの台風に伴う大雨により症状がさらに悪化しているため、今年度中に工事をするとして補正予算が計上されています。皆さん御存じのとおり、総合福祉センターは以前、県の施設でしたが、合併前の平成17年1月に旧吉井町に払い下げられ現在に至っています。当該施設は、昭和53年12月に建築されてから41年が経過して老朽化していますが、平成28年度に耐震補強工事を実施し、市としても適切な維持管理のもと長寿命化を図るとしてまいります。

委員会では、本会議で指摘があった建物の耐用年数、防水工事の工法について重点的に審査を行いました。初めに現地に出向き、雨漏りの箇所や施工予定の屋上を確認し、社会福祉協議会の職員等から聞き取りをしました。平成19年度に総合福祉センターの開設に当たり全面的に改修工事を行っており、その際、現在の塗膜防水工事を行っています。また、平成27年度には、屋上の塔屋下の天井部分に雨漏りが発生していたため、塔屋のみ外壁を補修し、そして平成28年度には、外壁のタイルが経年劣化により剥がれ落ちたため、危険防止の目的で補強工事を行っていました。今回行います防水工事については、先ほど申し上げたように、平成19年度の工事から10年以上が経過し保証期間も過ぎています。工事の必要性については、特に委員の中からは異議はありませんでした。

執行部からは、雨漏りの要因として、経年劣化以外に鳥が塗膜部分をついばんだり、屋上に設置されている手すりを伝い、建物の基礎に雨がしみ込んでいる可能性が考えられるとの説明でした。これらのことを踏まえ、今回、塗膜防水から塩化ビニール防水シートに工法を変更するとし

ています。

質疑では委員から、建物の耐用年数が50年となると、あと約10年となるが、今後の長寿命化の方針について執行部にたどしました。執行部としては、今年度中に長寿命化の調査を実施し、来年度には個別施設計画を策定するとしています。

委員会では、費用も2,300万円と高額であることから、今後の維持管理を踏まえて陸屋根構造に改修したり、他の工法であるアスファルト防水などを施工した場合の試算についても資料の提出を求めました。執行部からは、陸屋根構造に変更するとなれば構造の計算が必要で、仮に設置できたとしても1億円を超える工事費が予想されること、また、アスファルト防水については、現在の塗膜防水を除去するのに500万円の追加工事が必要なことから、最終的に塩ビ防水シート工法がよいと判断していると答弁がありました。

委員会としては、いずれにしても他の工法についてしっかり検討した上で施工方法を決定してほしいと思います。また、メンテナンスをすれば長持ちさせることは十分可能ですので、しっかり管理責任者として施設の状態を把握し、予防措置としての適切な対処を望むとの意見で一致しました。

次に、3款1項9目地域支援事業費のうち、13節、第2層介護予防・生活支援業務委託料225万円の減額補正については、地域包括ケアシステムを構築するに当たり、設置を進める協議の場の予算になります。当初は8地区を想定していたようですが、吉井、小塩地区では、勉強会は始まっていますが協議の場の設置までは至っていません。また、大石地区については、協議の場は既に設置済みですが、市からの委託を受けずに独自で活動しています。これらの3地区については、年内の業務委託が難しいことから9カ月分を減額するものです。

審査では、現在、自治協議会単位の第2層で地域支援のあり方を検討しているが、一部の参加者しかおらず、今後、より住民に近い行政区単位の第3層におろしていくつもりなら、第2層にも区長や福祉委員の参加が必要ではないかとたどしました。執行部からは、御幸地区での取り組みが報告されました。みゆき28では、学団ごとに9名の地域支え合い推進委員を配置し、第3層である行政区ごとにニーズの集約や生活支援についての話し合いが行われているところが多いとの答弁がありました。

続いて、同じく地域支援事業費の19節、通所型サービスB運営費補助金62万円の減額補正についてです。通所型サービスBとは、住民主体による要支援者を中心とする自主的な集いの場として体操や運動、居場所づくりなどを行う事業で全額国費になります。現在、福富地区で実施されていますが、他の地区での立ち上げが芳しくなく減額するものです。

質疑では、要因の分析と今後の課題について執行部にたどしました。要因としては、住民主体のサービスであることから、地域住民のやる気や理解がないと進まないことが大きいとしていま

す。

最後に10款4項7目生涯学習センター建設費の旧生涯学習センター等解体工事費506万円の増額補正は、11月1日の全員協議会でも報告があったとおり、旧生涯学習センターの建屋解体に当たり、排気筒内にアスベストが確認されたため、その撤去と処分費用、加えて駐車場整備に係る盛土費用の一部を計上しています。

委員会では、本会議で鎌水議員より指摘がありました入札結果の公表の有無や、13節の委託料及び15節の工事請負費の予算額と推移については執行部に資料を求めました。そのほか、アスベスト工事は既に実施済みで事前着工にならないかとの指摘についてと、今回の補正予算を計上しなくても駐車場整備工事予算で賄えるのではないかとの指摘については口頭で説明を受けました。

まず、入札結果のホームページ公表については行っているとし、委員会としても確認をいたしました。

次に、旧生涯学習センター等解体工事費で予算不足が生じているのではないかと、事前着工ではないかとの疑念については、同じ15節の中に旧生涯学習センター等解体工事費と、るり色ふるさと館駐車場整備工事費の2つがあり、アスベスト撤去工事を早急にしたいとの考えから、市長の予算執行権の範囲内で駐車場整備工事予算の一部を先食いすることは法的に可能となっています。

次に、今回の補正予算を計上せずとも、現予算で対応可能ではないかとの疑念については、まだ両事業とも完了していないことや、今後、吉井体育センターグラウンドの照明撤去等を行う必要もあるので、補正予算を計上させてもらっているとの答弁でありました。

本委員会としては、事前着工との指摘については、11月1日の全員協議会でも駐車場整備工事予算の一部先食いを執行部から報告され、特に異議もなかったことから問題はないと結論づけ、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げて、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議案第88号の補正予算（第5号）に反対し、討論いたします。

今、委員会から報告があったように、両委員会とも全員一致ということでありまして、どうしても4款1項4目、小石原川ダムに係る漁業補償費1,600万円の支出について、納得がいないということでありまして。出された資料については、ことしの7月に出された資料と全く同じ内容のものでした。求めたものは、うきは市の税金がどのように使われているのかと、透明性を担保する、そういう説明と理解を確保することが大切だというふうに思って発言した内容でした。そういう意味では、まだまだこれからもあることではあるというふうに思っています。

うきは市の小石原川ダム建設と上水道整備計画についてはスケジュール案を示しておりまして、経過の中でも、ことし報告がありましたように、現状10.9%から過半数の50%を目指して市民への啓蒙を図るというふうにしております。ただ、この間、行われた自治協議会との関係のアンケートによりまして、説明前と説明後では数値が変わっているというのも報告を受けています。ただし、どちらとも言えないというのがやはり50%近い数値が残っております。多額の費用をかけて上水道計画をつくるということは承知しておりますし、昨年6月に今回の前提になった漁業補償協定について私も賛成しております。ただ、これはダムの建設と上水道計画は別のものだというふうに考えて賛成したわけですが、改めて同じだなどというふうに少し反省しているところであります。やはりこの説明がないと、いろんな経費を執行するに当たって、住民への説明って非常に大切ではないかというふうに考えました。

今、うきは市は非常にほかにも大事な、深刻な人口減少の問題とかあるかと思えます。来年のところでは、ダム建設に係る建設工事費負担、それから維持管理費、筑後大堰の負担金、管理費などが出されるというふうに思っています。スケジュールでは、令和11年には着工するという計画も出されております。30年度の決算で経常収支比率の高さの問題も出されてます。そういう意味では、財政見通しの説明責任がやっぱり不足しているというふうに思っております。そういうふうに判断して、今回の補正予算、これ、全体に係ることであるので、1点だけで反対するというのは非常に私も悩みましたけれども、反対するものであります。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論は、9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 今、意見が出ておりましたが、常任委員会の中では、小石原川ダムの漁業補償については、もう、福岡県南広域水道企業団にお任せしておりますので、その方式でやっていかんと、ここでどうのこうのということではできないと。特に利水割合でやっておりますので、それでいいんじゃないかなというふうに思います。

さらに上水道関係の事業につきましては、今回は、あくまでもダムの関係で、これは以前にうきは市なりが了解しておった部分ですから、あと上水道の関係につきましては、今後、検討していく問題だというふうに思いますので、さらに全員協議会とかいろんな中で上水道の問題は検討

していかなければならないというふうに思っておるところでございます。そういった意味で、委員会としては全員一致で賛成ということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 賛成多数でございます。したがって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第96号

日程第3. 議案第97号

日程第4. 議案第98号

日程第5. 議案第100号

日程第6. 議案第101号

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案第96号新市建設計画の一部変更についてから日程第6、議案第101号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、5件検討させていただいておりますので、その内容について御報告をさせていただきます。

議案第96号新市建設計画の一部変更について。

ただいま議題となりました議案第96号につきまして、審査の経過と結果を報告します。

合併特例債の発行期限は、東日本大震災をきっかけに10年から15年に延長になり、さらに全国で災害が相次いだことや東京オリンピックなどの影響で公共事業の入札が不調になるなど、多くの地方自治体で合併特例債の対象事業が完了しない事態となったことから、20年に再延長になったところです。令和2年度以降、合併特例債を借り入れるには、新市建設計画の変更が必要であるとのことであります。特に今回はまた2年から令和6年度までの5年分の関係でございますので、もう、以前の分については関係ないわけですがけれども、そういった変更箇所ですね、財政計画のところを審議させていただきました。特に物件費が減って人件費のほうになっておりますので、これは今回の条例改正によりそういうふうになったということでございます。

主な変更点につきましては、計画の期間を平成17年度から令和6年度までの20年間に改められておるといことで、特に財政計画の見直しであったわけですが、既に県と協議しておりまして異議なしとの回答を受けていることから異議はなく、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号うきは市下水道事業の設置等に関する条例の制定について及び議案第98号うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については関連がありますので、一括して審査の経過と結果を報告します。

この2議案は、うきは市下水道事業及びうきは市簡易水道事業について地方公営企業法を適用させるため条例を制定するものであります。先日の議案質疑の際、質疑があつておりました点について総務産業常任委員会で審査いたしました。

まず、両条例に委任条項がないという点については、この2つの条例は、地方公営企業法第4条の規定により基本的な事項のみを規定しており、業務に関する部分は既存の条例でうたわれており、その中で委任条項において規則に委任しているとのこと。現在のところ、今回の第1条から第10条の規定以外を補足するような詳細な規定は想定していないので、委任条項は設けておらず、また、他自治体でこの設置条例に委任条項のある市町村は見当たらなかったとの説明でありました。条例によっては委任条項を設けている条例も数多く見られるため、今回の指摘を踏まえ、今後の検討課題とするとのことでありました。

次に、なぜ2本の条例に分けねばならないのかという点について、将来の上水道事業への対応を考慮し、別条例としたとの説明でありました。特に将来的には分けたほうがいいんじゃないかなというようなことのようにあつたようです。

以上の説明を受け、審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については給料、手当及び旅費の支給対象とされているところであり、今回の条例改正は、給与を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準じることとする規定を新たに整備するものであります。

審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、9月議会において、成年被後見人等に係る欠格条項など権利を制限する規定の見直しのため、うきは市職員の給与に関する条例の改正を行っております。うきは市職員の給与に関する条例を一部引用している、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についても同様に改正を行うものです。地方公務員法の改正により、成年被後見人

に該当することで自動的に失職することがなくなったことを受けて、「もしくは失職し」という部分を削除する改正を行うものとの説明でありました。

あわせて、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関して条例改正を行うものです。通勤手当については一般職員の例によって算定し、パートタイムの場合は、通勤の日数が少ないものは減額措置があり、例えば普通は週5日ですけれども、週4日勤務であれば1日分減額となるとの説明でありました。4月から会計年度任用職員制度の導入に当たり一般職となるため、地方公務員の服務規程が適用されることになるので、採用前に研修を行うことを要望いたしました。

審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑を行ってください。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（**5番 竹永 茂美君**） 2点、お尋ねいたします。

1点目は、議案第96号の中で下から3行目、それから財政計画の見直しでありますということを書いてあります。その辺をもう少し詳しく、どのような見直しがなされたのか教えていただきたいと思います。

2点目は、同じく3ページの議案第97号と第98号の件ですが、下から3行目、次になぜ2本の条例に分けなければならないかという点について、将来の上水道事業への対応を考慮し別項目としたとの説明でありましたということですが、将来の上水道事業への対応を考慮しということについての説明があったようですが、その説明について教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（**櫛川 正男君**） 中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） 新市建設計画につきましては、どの部分を検討したかということですが、一応5年間分の、言いましたように令和2年から6年度分の財政計画でございますので、その点につきましては、議員お手元に新旧対照表というのをやっておりますが、それを見ていただくということで、それ以外については、要するに財政計画の見直しが主体ですから、そういうことで全会一致ということにさせていただきました。

それから、なぜ、第97号、第98号につきましては、2本に分けたほうが良いというようなことですが、これはなかなか将来的を考えてということですが、将来的にわからん部分がたくさんあるというふうに思いますけれども、これを一括したほうが逆にわかりにくいのではないかなというようなこともありましたものですから、将来をいろいろ考えたときには、こ

れはまた、あとは一緒にまたするということもできんことはないというふうに思いますので、当面はこのとおりで可決するということにいたしました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第96号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第107号

日程第8. 議案第108号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第7、議案第107号うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第8、議案第108号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） それでは、委員会報告を述べさせていただきます。

ただいま議題となりました議案第107号及び議案第108号につきましては、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、一括して審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、議案第107号のうきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。国の上位法である災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことにより、大きく2点の条例改正を行うものとしています。

1点目は借用について、これまで保証人は必須とされ、年利3%とされていましたが、今後は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1%と改めます。

2点目は償還方法です。これまで年払いと半年払いだけとされていましたが、今後は月払いも可能となります。

本改正の趣旨は、近年、異常気象により災害が頻発する中、市町村が災害援護資金の貸し付け利息を条例で引き下げ可能とすることによって、被災者ニーズに応じた柔軟な償還方法の提供と被災者の自立支援につなげることを目指しています。

審査では、まず初めに、うきは市での災害援護資金の貸し付け状況を確認しました。現状、市では災害援護資金利子補給補助金交付要綱を定め、一旦借り受け人から利息を含めて返還してもらいますが、そのうち元金のみを国に返還し、利子については交付要綱に基づいて借り受け人に補助金として交付していると説明がありました。

質疑では、委員から平成24年度の災害により現在3名の方が借り受けをしていると聞いているが、国の法律では第14条に償還免除の規定がある、適用できないのかをたどしました。執行部より、県に確認したところ、適用条件が厳しく当該案件では該当しないと連絡があったということです。

委員からは、今年11日の西日本新聞記事にも、国が公営住宅の連帯保証人を不要とするよう自治体に通達したとあった。国は低所得者や身寄りのない高齢者など社会的弱者の支援を進めており、そうした背景が今回の改正にもつながっているのではないかと意見がありました。

次に、議案第108号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。この条例についても、国の政令に基づく改正となります。改正の内容は大きく3点あります。

1点目は、10月からの幼児教育・保育無償化に伴う子育てのための施設等利用給付が創設され、これまでの子供のための教育・保育給付と区別する必要があることから、用語の改正を行うものです。

2点目は、副食費の提供に要する費用の取り扱いを変更するものです。

3点目は、特定地域型保育事業において代替保育施設、卒園後の受け皿となる連携施設の確保義務の緩和や、連携施設確保に要する経過措置期間を5年から10年に延長するものです。うきは市内には特定地域型保育事業はありません。

質疑では、副食費について、子育て支援の視点から自治体が負担する事例を紹介し、執行部としての見解をたどしました。副食費については、金額を設定するに当たって近隣市町村の動向を見ながら、国から示された4,500円以内との意見も参考に決定されていました。また、利用者に配慮した取り組みとして、公立だけではなく、本来、個別に設定できる私立にも協力をいただいて4,500円に統一しています。この副食費を市で負担した場合、年間約2,700万円がかかると試算されていますが、全国的にも今後ふえていくことが予想され、検討していきたいと

の答弁でありました。

本委員会としては、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を述べて質疑を行ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第107号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第9. 追加議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、追加議案の上程を行います。議案第109号1件を上程します。

日程第10. 市長の提案理由説明

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第10、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 本日追加提案いたします議案は、条例案件1件でございます。

議案第109号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

職員の不適正な公金管理により公金の忘失が発生したことを踏まえ、監督責任を明らかにするため、市長、副市長の給料の減額を行うものでございます。減額の内容は、市長を給料月額に10分の1を乗じた額を令和2年1月から2月の2カ月間の減額、副市長を給料月額に10分の1を乗じた額を令和2年1月の1カ月間減額するものでございます。このたびの係る行為は、市民の皆様の信頼を著しく損ねたものであり、大変申しわけなく深くおわびを申し上げます。今後、組織一丸となって市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。この議案は市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（**櫛川 正男君**） 提案理由の説明を終わりました。

日程第11. 議案第109号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第11、議案第109号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（**田籠 正規君**） 総務課の田籠でございます。

追加議案書1ページをお開き願います。

議案第109号でございます。議案の朗読は省略しまして、2ページをお開き願います。

うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次からは、新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思っております。

附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に、次の2項を加えるものでございます。

第10項、令和2年1月1日から同年2月29日までの間における市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条により市長が受けるべき額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

第11項、令和2年1月1日から同年1月31日までの間における副市長の給料月額、第3条の規定にかかわらず、同条により副市長が受けるべき額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附則、この条例は公布の日から施行します。

条例改正の理由といたしましては、市長の提案理由でも申し上げましたとおり、職員の不適正な公金管理により、公金の忘失が発生したことで市民の皆様の信頼を損なうこととなったことを踏まえまして、市長、副市長の監督責任を明らかにするため、給料の減額を行うものでございます。減額の内容は、市長を給料月額に10分の1を乗じた額を令和2年1月から2月の2カ月間の減額、副市長を給料月額に10分の1を乗じた額を令和2年1月の1カ月間減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 一言だけお伺いをさせていただきたいと思います。

まず今回の事案ですね、公金の保管。私もちょっと久留米との関係で長年やってきたんですけど、いわゆる歳計現金、歳計外現金についても公金の取り扱いについては厳しく、そして、日常の手数料等の収納についてはもう、その日のうちに金融機関にというのが、常にそういう厳格な中でやってきました。正直この事案について驚きました。一定期間、公金を部署で保管しているというやり方についてですね。

そういうことで、今回のこの今、提案されている処分、それから給料減額については異論はありません。ただ、この本会議をもって1つ確認しておきたいのは再発防止。これを二度とないよという市長からの答弁がありました、説明がありましたけど、具体的な再発防止をこの場で再度示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 再発防止につきましては、発生後から、まず公金忘失の調査委員会を立ち上げまして、当面の再発防止について、各公金を扱っている所管におきましては指示を行っているところでございます。そういう中で、また10月に募金の忘失事件が発生しております。そういうのが2回起こったことに対しては、大変申しわけなかったというふうに考えております。

再発防止につきましては、まず、ハード的なものとしたしましては、庁舎内への防犯カメラの設置を行っているところでございます。それと、あと職員に関しましては、コンプライアンスの向上に対する職員研修を行いまして、その次に公金取り扱いにつきまして全職員に対する研修を

行っております。また、今後も毎年コンプライアンス研修、公金の取り扱いの研修につきましては、毎年実施を行っていきたいというふうに考えております。あわせて、公金取り扱いのマニュアル等が整備できていなかったということもございまして、そのマニュアルにつきましても整備を行っているところでございます。そのマニュアルの取り扱いにつきましても、説明会のほうも実施を行っているところでございます。

今後、二度とこういうことが起こらないように、職員に対するコンプライアンス意識の向上等も含めまして、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 大きく具体的に2点、再発防止の点が上がりました。

それで質問をいたしました公金の収納について、それから保管について、これは以前とどう変わったのか。そうすると、公金の取り扱いの出納責任者の責任をですね、あるべきも、今、説明ありませんでしたが、その辺をさらにお願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） まず、現金の取り扱いにつきましては、極力指定金融機関のほうに早々に入れるように改善を行っております。

例えば、うきはバスにつきましては、一月分をためて翌月に指定金融機関のほうに入れていた部分がありましたけど、それを毎週、直接指定金融機関のほうに収納するような手続も行っておりますし、あわせて、公金以外で準公金的なもので募金とかというのも扱っておりますけど、そういう部分につきましては、会計課の金庫なり、うきは市民課の重要書庫なりに必ず預けるようなことで、極力事務所には置かないように、管理すべきところに現金を保管することで改善してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○楠原市長公室長（楠原 康成君） 公金の取り扱いの関係につきましては、ただいま総務課長が申し上げましたとおりでございます。

それとあわせて、補足でございますけれども、公金の取り扱いの関係で、できるだけ現金を扱わないといいますが、そういった視点で公金のキャッシュレス化を進めてきておりますので、こちらにつきましても、今度の広報のほうにたしか載せる、1月1日号のほうにもそういった方向で掲載を予定しておりますので、そういった部分でも対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点、この間の全協の折に説明は何いました。ちょっと疑問に思ったところがありましたので、ここで伺いたいと思います。

市長のほうから御説明ありましたが、まだこの件にあつては捜査未解決というお話もございました。なぜこの第4回でこれを追加案件としたのかが、まだ納得いかんで、今、もうきちっと解決できましたということであれば、別に問題はないんだろうと思いますけど、あの折も、市長のほうも任期が間近に迫っているということでもございました。私は3月でもいいのかなという思いがありましたので、それがなぜこの第4回でこの案件を御提出されたかをもう一回確認をさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） そのことに関しましては、全員協議会でも御説明を申し上げましたが、昨年の4月に、5月1日に発覚したわけでありますが、昨年4月に忘失した案件であつて、あれから1年と10カ月が過ぎて、相当な期間が経てるということ。それから、私自身の任期も迫つて、私自身の責任も明確に市民の皆さんにお示しするのが筋であろうと、こういう判断が働いた結果であります。

基本的には、今はまだ捜査案件になっていますので、この事案、すぐさまうきは警察署に相談を申し上げて、そして被害届を出している案件で、ずっと捜査が継続されて、今日も今、捜査が続いております。どうしても捜査の立場から公表を控えてほしいというような案件があつたわけでありまして、これを公表に踏み切るには、やはりうきは警察署の御理解がいただけないとなかなか踏み切れないという事情がありまして、それを時間をかけて調整をした結果、このたびの機会に御了解をいただいて、こういう運びになつたということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） こういった問題というのは、捜査案件があると、やっぱり全て極秘にしなければならないのか。もしその案件があつた当初にやったら、2回目がなかったんやなかろうかと。そこら辺の危機管理というのは、最高責任者としてどう感じているのか。警察がそげん言いよるからやるのか、そういったところをお伺いしたいと思います。そこが一番危機管理が足りないところじゃないんだろうかと私は思っておりますけど、そここのところの市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 警察に被害届を出している以上、やっぱり捜査を見守らなくてはいけないという立場にあります。そういう面では、捜査が順調に進むよう、我々は極力警察に協力を申

し上げたこと、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 最後でございます。

私は常々、余りよろしくない案件というのは早く公表してから、それに解決に向けて取り組むというのが考えでございます。第2、第3が起こらんようにやるべきだろうと思っておりますので、今後も同じようなことがあったら同じようなやり方でされるのか、市長のお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私は常々、危機管理の要諦は議員と認識を一緒にするものでありまして、いち早くこういうのは市民の皆さんにお知らせするのが一番の大きなセオリーだと、このように思っております。しかしながら、案件によってはいろんな事情が重なり合って、こういう案件になったということでもあります。

今後については、こういうことが二度と起こらないようにしなくてはいけないし、その内容がまた千差万別でございますので、ここでまとめて対応方針を申し上げることは控えさせていただきますが、議員と同じように、こういう危機管理というのはいち早く市民の皆様にお知らせして、しっかりした対応をするのが一番の要諦であるという認識を持っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

1点目は、新聞報道等もありましたが、全協の中で今回の処分について、公金の部分については市長が報酬をもらっているの、先ほど言いましたような10分の1の2カ月分ということでした。ただもう一点の、いわゆる正しい名称があれなんです、RDFの部分については総括管理責任者としての責任はあるけれども、報酬をもらってなかったの、処分はありませんということでしたけれども、やはりそれはおかしいんじゃないかなと思うんですね。給与月額を減らすということは当然できませんけれども、考えてみれば、自分が自分に対してやはり文書訓告なりの処分を下さないと、それは市長が言われた全体の奉仕者として強い自覚と緊張感を持って職務に専念するよう、いま一度全職員に対して周知徹底を行うとともに、引き続き市政への信頼回復に努めてまいりますとは矛盾するのではないかなと思いますので、その点について市長の考えをお伺いいたします。

それから2点目、公金取り扱い基本マニュアルをつくりましたということで、もらいに行きました。中身を見まして、たくさんの公金が使われているということはよくわかったんですが、これについて言えば2点あります。1点は、どの部分が新たに、今まで文書はなかったけれども、この文書化することによって厳しい姿勢があらわれているのか。2点目は、昨年5月にうきはバ

スの案件があったわけですが、もう既にそのときからこのマニュアルの作成ということはできたのじゃないかなと思っております。これは事件の概要を知らせる、知らせないを別にしてですね。それが今回12月までかかった理由について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 2点のお尋ねをいただいたんですが、1点目については私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

このたびのうきは久留米環境施設組合の職員の不祥事につきましては、公務員としての信用を失墜させるもので、大変に遺憾であると、このように承知をしております。そういう中で、管理監督者として私の責任の取り方でございますが、これ以上、取り方は組合長を辞するのが私の責任の取り方かと思いますが、安易に組合長を辞するのじゃなくて、二度とこういうことがないようにしっかりこのうきは久留米環境施設組合の職員のコンプライアンスを徹底させるのが、今、私に求められている、組合長に求められている私の責務だということで、こういう対応をさせていただいたところであります。

○議長（櫛川 正男君） 田尻会計課長。

○会計管理者（田尻栄三郎君） 会計課の田尻でございます。よろしくお願いいたします。

マニュアルの件でございますけれども、今回のマニュアルにつきましては、基本的なところで載せているところでございます。どういったところが変わったかといいますと、時間外に徴収とかですけれども、した場合、課長に責任を持たせて、必ず鍵のかかるところで管理をするということが主なところでございます。基本的なところは今までと変わっておりません。基本的に当日に指定金融機関のほうへ納入するというところは基本的なところでございますので、そのまま載せております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今回、公金取り扱いマニュアルの作成について、ちょっと時間がかかった件でございますけど、バス等の公金が忘失した段階で、すぐに公金忘失の調査委員会を立ち上げまして、先ほど申しましたように当面の指示は行っております。それが具体的にマニュアルにはなっておりませんでしたけど、ちゃんとその改善策とかいうものについては伝えておって、指示を徹底したところでございます。ただ、それがマニュアルとなるまでちょっと時間がかかったことにつきましては大変おくれたかなと感じておりまして、そちらについては、もう少し急ぐべきであったというふうに反省しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 1点目はそうなのかなと思いますが、何か方法を市長に考えていただきたいと思います。

2点目の公金取り扱いマニュアルにつきまして、確かに今回の案件で言います募金については、募金箱の保管として、業務時間外は会計課またはうきは市民課の金庫で保管することを基本とし、やむを得ず設置場所で保管する場合は、設置場所の課長の責任において鍵のかかる場所に保管し、鍵は課長が管理するというようになっておりますが、募金箱が、よくわかりませんが、業務時間外に置いてあるということは理解ができません。大変失礼ですけど5時なら5時のチャイムが鳴ったら、もう募金箱はそれぞれ回収していいんじゃないかなと思いますが、あえてこの8ページの業務時間外はと書かれた点について再度説明をお願いいたします。

それから2点目、今、総務課長が時間がかかったということで述べられましたが、これは他の自治体、あるいはお金で言えば金融機関が一番厳しいだろうと思いますが、そのような他の団体のマニュアル等を参考にされてつくったというふうに理解していいのか。それともうきは市独自でつくられたということなのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田尻会計課長。

○会計管理者（田尻栄三郎君） 募金箱の件ですけれども、各種募金等のところを見てらっしゃると、募金箱というところですね。募金箱につきましては、当然ながら業務終了後につきましては、全て会計課の金庫の中に保管をしております。

設置場所の課長の責任においてということですので、今、台風災害の関係で、募金箱を設置しております。設置場所が庁舎内と西別館とうきは市民課とるり色ふるさと館のほうに設置をしております。当然ながら西別館と庁舎内の分につきましては、会計課の金庫で保管を5時以降はしております。うきは市民課につきましては、うきは市民課の重要金庫で保管をしております。るり色ふるさと館につきましては、るり色ふるさと館の中に鍵のかかる場所がありまして、そこにその所管の課長の責任において保管をしていただくという意味で載せております。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 公金取り扱いのマニュアルの作成に当たってということでございますが、公金の取り扱いについては、うきは市はうきは市独自のいろんな扱う公金のいろんな種類があるかと思えます。あわせまして、各よその自治体でつくっているマニュアルも参考にさせていただきます。あわせて、うきは市の独自の取り扱いもございますので、そういうのを含めたところで、公金取り扱いのマニュアルは作成をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） まず1点、公金、窃盗というかな、これになると。これ、今まで何件あったのですかね。たしかこれが初めてやなかったというような記憶でおりますが。まず、その点をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 窃盗ということでしょうか。（「公金がのうなったということ。のうなったっちゃろ……」と呼ぶ者あり）まず、まだ事実がはっきり明らかになっておりませんので、盗難とかそういうことは言えないのかなというふうに考えております。

まず、盗難の部分でございますけど、平成29年に生涯学習課のほうで施設の使用料の盗難事件が1件あっていてございまして。あと公金の紛失、公金絡みでは、平成19年にふれあい荘使用料の横領事件が発生しているところで、2件ということで認識しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 以前にもあったということで、いろいろ対策をやってこられたと思います。しかし、何と言ったらいかな、今回もまたそういう事件が起きています。それで、これは対策、幾らマニュアルつくってやっても、これ、イタチごっこじゃねえかと私は思っております。

それで今、マニュアルとか会計管理者の説明聞きよったら、何カ所でも分散して管理をしよるといような説明じゃったと思いますが、これ、1カ所でされんですか。もう5時なら5時でびしっと締め切って。

うきはバスの売り上げとか、これはバスに持ってもらいよつとですか、ずっと、売り上げは。つり銭は持ってもらうにやもちろんいかんと思いますが、売り上げ自体はどげなふうにして、1日バスに乗せたままにしよるとか。これは、バスに乗せとるだけでも取られるっですよ、運転手がちょっと離れたすきに。もしも乗せとったらですよ。だけん、私が以前商売しよるときには、もう、2時間置きにずっと会計課のほうから売り上げを徴収に来よつたですね。2時間ですよ。そういう方法もあるんじゃないかならうかと思えます。

それで、管理をほぼ1カ所にされんですか、これは。

それと、マニュアルつくって今後、対策をやつとるということですが、これで大丈夫ですか。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 2点御質問いただきました。

まず1点につきましては、公金を取り扱う場所の1カ所にできないかということでございまして、公共料金につきましては、本庁におきましては会計課のほうで収納してます。あと、浮羽町においては、うきは市民センターの浮羽市民課のほうでしております。なかなか1カ所にした

場合は、浮羽町の方たちがこちらにまで来て収納するような話になってきますので、なかなか1カ所に集約というのは、やっぱりサービス上、厳しいのかなというふうに考えております。

あと、先ほどもちょっと市長公室長のほうから申しあげましたように、現金を取り扱うことを極力少なくするために、今後、公共料金をキャッシュレス化で納入できるような、そういう方策を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目のうきはバスでございますけど、今の現状といたしましては、委託しておりますバス運転手のほうがバス運賃箱を持ちまして、1日分を業務が終わりましたらうきは市民課のほうに持っていきまして、うきは市民課の職員と人数と金額の照合をいたしまして、うきは市民課のほうで収納を行っているところでございます。1週間分を集まった分を週1、指定金融機関のほうに納入しているような状況でございます。取り扱いといたしまして。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 質問がよく伝わってなかったと思いますが、浮羽市民課のほうで支払う部分を吉井のほうでは違うたふうにととととでしょう。最後にですよ、市民課で扱った、その残った金を誰か責任持って職員がこっちに持ってこられんかという話ですよ。向こうに置かんで。それ、できるかできないか、その辺をお聞きしたつもりですが。市民が一人一人が持ってくるやないですよ。払いに来るとや。

そいき、何ですか。今、うきはバスのあれを聞いたら1週間分、ちょっと長過ぎですよ、やっぱり。余計金額もたまっとるでしょう、1週間分という。そいき、それなら毎日、料金箱をあけて計算したほうがよかじゃないですか。

そいき、やっぱり意外と自分の金じゃないということで、そして取る者はおらんめということで安心感もあると思いますが、取るやつはどげんかして取ろうと思うちよるき、やっぱりすき間を狙うとるとのことですよ。それで今度は防犯カメラ、一種の防止策にはなるかもしれませんが、防犯カメラをつけて万全の体制で今後やっていくということですが、それでも起きるかもしれませんが。また同じような言いわけをせにゃんと思います。そいき、もうちょっと、何と言ったらいかな、もうちょっと考えていただきたいと思います。やっぱり現金を全く使わんとすると、もう、高齢者は全部カードになすということになると、高齢者ほとんどカード利用しません。ほとんど現金ですので、その辺も不便にまたなります。それで、現金を使わにゃきゃいかん場合もあるとですよ。そういうことです。

○議長（櫛川 正男君） 3回目ですので丁寧な、理解できるような説明をお願いします。田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 浮羽市民課におきましては、毎日4時ごろ、指定金融機関のほうか

その日1日、収納した分についてのお金は収納しております。その4時から5時15分までの時間の1時間分が、どうしても指定金融機関が収納した後になりますので、うきは市民課のほうで保管をしている状況でございます。そういう部分を伊藤議員のほうが浮羽市民課から会計課のほうに持ってきたかどうかという御提案かと思えますけど、毎日のことにもなりますし、極力現金を持っていくという作業自体も、いろんな紛失とか、そういう要因にもなるかと想定されますので、御意見をいただいた分につきましては、先ほど申しましたように極力現金を置かない、扱わないようなところで今後、公金の取り扱いについては検討してまいりたいと思いますので、御理解のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 私のほうから、うきはバスについて少し補足をさせていただきます。

うきはバスの運賃は、1日大体約1,000円程度。これを毎日、先ほども総務課長申し上げましたけど、運転手はその運賃箱をあけずに、そのままタコメーターと日報と一緒にうきは市民課に持っていきます。金額が間違っていないかという確認をして、浮羽市民課は、その1日分を保管をします。毎日毎日ですね。1カ月分の金額を企画財政課の企画調整係のほうで確認をして、それに基づいて調定伝票を起こして、毎週金曜日に金融機関に、浮羽市民課に金融機関が来ていただいて、そのお金を渡すという作業をやっています。今、できるのは可能な範囲でお金を保管しないような形で、今、1週間分を直接、今までは1カ月だったんですけども、1週間分として金融機関に入金をしているというような状況でさせていただいているところです。今後もさらに可能な対応があれば、そういった新たな対応も検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第109号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は可決することに決しました。

日程第12. 諸報告

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第12、諸報告を行います。

議員のみ配布をいたしております市外からの陳情は、お手元に配付のとおりとなっております。ごらんいただきますよう、お願いいたします。

日程第13. 閉会中の調査の申出について

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第13、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（**櫛川 正男君**） 以上で、全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を必要とするものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出がおりますので、これを許します。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

12月6日から本日までの13日間開会いたしました第4回うきは市議会定例会におきまして、補正予算案を初め、条例その他、各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて連日、慎重に審議を賜り、また本日上程いたしました追加議案につきましても御審議をいただきましたこと、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまし

て全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしますとともに、このたびの不適正な公金管理による公金忘失につきましてはまことに遺憾であり、議員の皆様、そしてうきは市民の皆様の信頼を大きく損なうことになりましたことを重ねて心よりおわびを申し上げます。今後、法令遵守はもとより、全体の奉仕者としての強い自覚と緊張感を持って職務に精励し、心して市政運営に務めてまいりたいと存じております。

年が明け、1月12日には消防出初め式、成人式を開催いたします。議員の皆様におかれましては、年始のお忙しい中とは思いますが、御出席のほどよろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、年の瀬を迎え、寒さも一段と厳しさをます時期でございます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、よき新年を迎えていただきますとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本当にお疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告します。3月定例会の開会日は3月6日金曜日開会予定としておりますので、報告をしておきます。

これもちまして、令和元年第4回うきは市議会定例会を閉会します。

○事務局長（**石井 良忠君**） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 野 鶴 修

署名議員 竹 永 茂 美